

新潟市都市計画マスターplanの改定について

◎都市計画マスターplan（以下、「都市マス」）の位置づけ

都市計画法第18条の2に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合計画と、新潟県が定める県の都市計画の方針に即して定めている。

⇒都市マスは、市の総合計画で位置づけられた様々な分野の施策のうち、
都市計画によるまちづくり分野を受け持つ基本方針

■「都市マス」見直しの必要性

○新潟県の都市計画区域マスターplan改定を見据えた見直し

・新潟県が「都市マス」の広域計画である「都市計画区域マスターplan」の見直し作業を進めており、その方向性や考え方に対する見直しを行なう。

○「都市マス」策定から10年以上が経過

・社会・経済情勢など本市を取り巻く環境の変化（人口減少、高齢化、自然災害の激甚化、まちなかのスポンジ化等）に対応するため、今後を見据えた改定を行う。

■今後の進め方

○有識者で構成される「(仮称) 都市計画マスターplan策定委員会」を設置し、令和3年度でとりまとめる予定

○都市計画審議会及び議会で報告・意見を頂きながら議決を予定

■各区自治協議会へのお願い

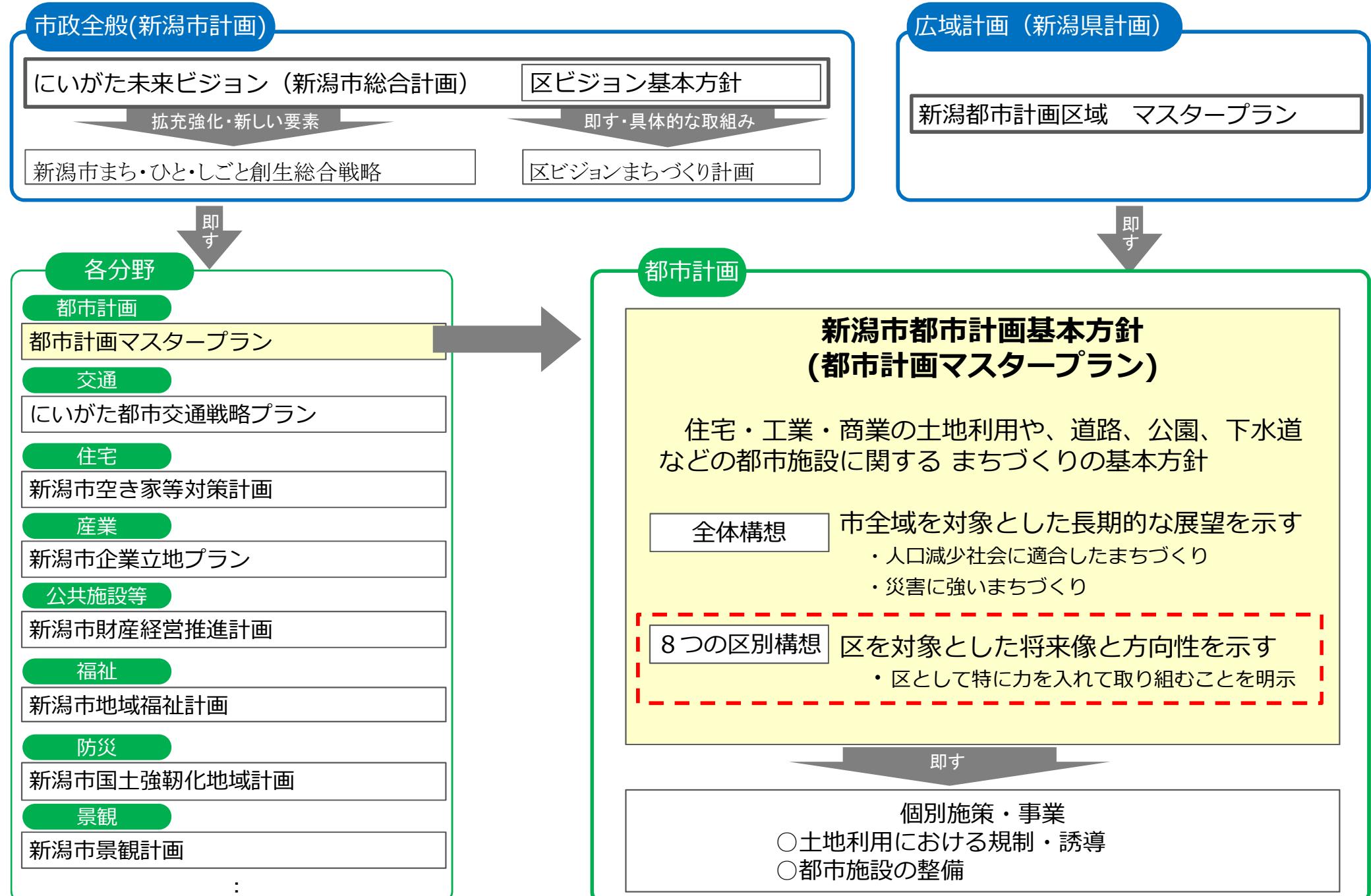
○「都市マス」の改定に当たり、各区の区づくりの方針である「区別構想」を策定する予定。この策定に当たりご意見をお願いしたい。

※ 現在の都市マスにおける「区別構想」は、別添のとおり

○スケジュール

概ね年内中に区別構想の素案を提示しますので、意見聴取をお願いします。

都市計画マスター プランの位置づけと構成



南 区

《南区の将来像》－区ビジョン基本方針より－
～大地の恵みと伝統文化、技がはぐくむうるおいのあるまち～

《区づくりの方向性》

- ①公共公益施設が集積する白根地区中心部を地域拠点、味方・月潟の中心部をそれぞれ生活拠点とします。また、(仮称)アグリパーク・国際農業研究センターを中心に交流拠点を形成します。
- ②広大な農地は、基幹産業である農業の基盤であり、区の骨格的な環境資産であるため、これを保全します。また、区内で生産される豊富な農作物などの地域資源を活用した内発型産業を育成・支援し、農村部での雇用機会の創出と人口維持を図り、農村集落の活性化に努めます。
- ③区内の工業団地や企業立地適地に企業誘致を積極的に進め、産業の振興と雇用の確保を図ります。
- ④中ノ口川・信濃川の治水対策を促進し、居住住民の安心・安全を確保します。
- ⑤(仮称)新潟中央環状道路の整備を推進し、国道460号とともに環状方向の交通連携を強化することによって、円滑な物流の促進と、観光や農業体験の輪を広げ、交流人口の拡大を図ります。
- ⑥国道8号白根バイパスの整備を推進し、朝夕の交通混雑を緩和します。
- ⑦南区から新潟中心部へのアクセスや定時性の確保など、バス利用者の利便性、快適性の向上を図り、環境にも利用者にもやさしい公共交通の充実を図ります。

図 南区構想図

